

令和 2年 2月 12日
文教福祉常任委員会資料
教育部教育支援課

青少年指導センターについて

青少年指導センターにつきましては、耐震性に課題があることから、今年度より既に活動場所を移転しており、令和2年3月31日をもって廃止いたします。

また、青少年指導センターの業務につきましては、今後は教育支援センター教育支援課において行う予定としております。

なお、青少年指導センター廃止に係る関係条例につきましては、令和2年3月定例会に議案を提出する予定です。

<青少年指導センターの事業>

- (1) 青少年の指導に関すること
- (2) 補導活動に関すること
- (3) 青少年相談に関すること
- (4) 青少年の健全育成に係る調査及び研究に関すること
- (5) その他青少年の健全な育成を図るために必要な事業